

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月30日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

| | |
|-----------|-----------|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査 |
| 対象国及び類似地域 | ルワンダ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ルワンダ共和国(以下、「ルワンダ」という。)では、国家開発計画「Vision2050」において2035年までに上位中所得国入り、2050年までに高所得国入りを目指した取組を行っており、この目標を達成するために年平均10%を超える経済成長率の達成を掲げている。その中でも特に、知識基盤型経済(Knowledge Based Economy)の実現を掲げ、人的資源開発、とりわけ科学技術分野の人材育成に積極的に取り組んでいる。しかしながら、ルワンダでは農業・林業・漁業がGDPの約25%を占めており、依然として零細農業を中心とした産業構造のままである。また、16歳から30歳の若年人口約350万人のうち、失業率は26.5%と高く、若年層の人材育成及び雇用の創出が依然として大きな課題となっている。特に産業界の求める技術レベルと実際に中・高等教育機関から輩出される卒業生の技術レベルにおける乖離も強く指摘されており、中堅技術者や実践力のあるエンジニアについては人材不足が依然として深刻な状況である。

このような状況に対し、National Skills Development and Employment Promotion Strategy (2019-2024) (以下、「国家スキル開発・雇用促進戦略」という)においては、農業から生産性の高い工業とICT等のサービス業への産業転換を進める必要性が指摘されており、この政策の中核となる3つの柱として1) 労働市場のニーズに合ったスキルを持つ学生を輩出する教育を確立すること、2) 投資機会等の拡充により雇用機会を創出すること、および3) 企業側のニーズと学生側のスキルを効果的にマッチングすることが挙げられている。職業訓練(Technical and Vocational Education and Training, 以下「TVET」という)セクターにおいては、産業界のニーズに合った雇用され得るスキルを有した人材(以下、「高付加価値人材」という)を輩出するTVETシステムの構築を目的に、2015年にTVET政策が改訂された。同政策を受けてRwanda Polytechnic (以下、「RP」という)が2017年に設立され、中等教育修了生に対する技能開発サービスの提供をおこなう8つのIPRC(Integrated Polytechnic Regional Colleges: 以下、「IPRC」という)を監督し、高付加価値人材を輩出するための戦略策定等を担っている。

IPRCは高付加価値人材の重要な育成機関であるが、現状としては、講師のスキル不足・転職率の高さ、コンピテンシーに基づいた研修・評価の未実施、教育機関内の施設・設備の質不足、在学中の企業におけるインターンシップ機会の不足、カリキュラム開発への民間セクターによる不十分な関与等が課題として指摘されている。

JICAはこれまでにIPRCタウンバを対象に1990年代には無償資金協力により校舎を建設、2007年からは技術協カプロジェクトを2フェーズにわたって実施し、「IT」「再生可能エネルギー」「電気・通信」の3学科の立ち上げ、カリキュ

ラムの整備、教員の能力向上、卒業生の就学支援制度の強化などを支援してきた。同校の教育課程や運営ノウハウはルワンダ国内の他 IPRC にも共有され、ルワンダの TVET セクターにおけるモデル校に成長しているが、労働市場ニーズの急速な変化に十分に追従したカリキュラム・コース開発、それを実行するための IPRC 教員の能力向上という観点では十分に対応できていない。これら状況の解決に向け、RP による技術革新や人材ニーズの変化が急速な IT 分野等の技術者の人材育成に向けた政策策定・実施やサービス提供、関連ステークホルダーとの連携関係構築等の取組強化が必要であり、IPRC 全体のレベルアップを図るためには RP の能力強化が不可欠である。

かかる状況下において、RP の運営管理能力および IPRC への支援体制を強化することにより、国家スキル開発・雇用促進戦略の実現に貢献しこれまでの我が国の支援の成果の一層拡大に資する、「ルワンダ・ポリテクニク高付加価値人材育成のための運営・管理能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）にかかる協力要請があった。

今般の詳細計画策定調査においては、終了した技術協力プロジェクト「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト」および「トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト・フェーズ 2」の成果、並びにルワンダ政府からの当該協力要請の背景、内容を確認し、担当省庁である教育省、実施機関であるルワンダ・ポリテクニク（C/P 機関）をはじめとする先方関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年7月中旬～7月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 我が国の高等専門学校の特色及びこれまでの JICA によるルワンダを含む各国高等技術教育機関に対する支援概要を把握する。
- ③ JICA がルワンダで実施している他案件との連携を見据えて、他案件の概要

(特に「デジタルイノベーション促進プロジェクト」)を把握する。

- ④ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ⑤ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討し、現地調査中の調査項目一覧を作成し、調査団内で事前共有する。
- ⑥ PDM (Project Design Matrix) (案)、PO (Plan of Operations) (案)を検討する。
- ⑦ ルワンダ国関係機関 (C/P機関等)、関連専門家、他ドナー等に対する質問票 (案) (英文)を作成する。
- ⑧ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ⑨ 調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2023年7月下旬～8月中旬)

- ① JICA ルワンダ事務所等との打合せに参加する。
- ② ルワンダ国関係機関や他ドナーとの協議及び現地調査に参加する。
- ③ 国内準備期間中に用意した調査項目一覧を基に、担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、情報を整理・分析する。(現地調査の時間は限られるため、前述の技術協力プロジェクトの情報を最大限活用し、情報が不足している部分を中心に情報収集を行う補完的調査を実施する。)
 - a. ルワンダ国高等技術教育分野の開発計画における本プロジェクトの位置づけ
 - b. ルワンダ国高等技術教育分野における開発動向
 - c. ルワンダ国側の実施体制(所掌業務、人員体制、当該機関に関連する政策文書・戦略文書・開発計画等、組織、予算、他機関との関係性等)
 - d. 他ドナー・他機関の援助動向・実施中プロジェクト概要
 - e. 我が国の高等教育分野における協力の効果発現状況
- ④ RP 及び IPRC の現況把握のための現地踏査を行う。
調査結果や他団員及びルワンダ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、討議議事録(R/D: Record of Discussions) (案) (英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings) (案) (英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当とし

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

での検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ ルワンダ国関係者との協議で合意された内容につき、R/D（案）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ⑧ 出席した会議に係る議事録を作成する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ルワンダ事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年8月中旬～9月下旬）

- ① 現地調査期間中に確認できなかった調査項目があれば、追加で文献調査を行う（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）業務完了報告書

2023年9月22日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年7月23日～2023年8月12日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。現時点でルワンダ入国時の隔離期間はありません。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 副総括 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 協力企画2 (JICA)

オ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA ルワンダ事務所内会議室スペース (ネット環境完備)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

・ トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト 終了時評価調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_412_12289658.html

・ トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト・フェーズ 2 終了時
評価調査報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/640/640/640_412_12339388.html

・ トウンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト・フェーズ 2 事後評
価調査報告書

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1200303_4_f.pdf

・ ルワンダ国高等技術教育に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポー
ト

https://openjicareport.jica.go.jp/247/247/247_412_12357281.html

②本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付
します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛
に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対
策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリ
ティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な
範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行
わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速や
かに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案
を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無
効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に
ついては、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと
もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調
整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる
体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移手段
等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。ま
た現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事

者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上